

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる翌日)

目 次

◆ 告 示

保険医の登録
結核予防法による医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

飼料の試験の結果の概要

普通母樹林の指定の解除

開発行為に関する工事の完了(二件)

都市計画事業の認可

公有水面の埋立ての免許の出願

◆ 選管告示

選挙管理委員会の招集

徴税吏員証等の無効公告
狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

◆ 公 告

告 示

鳥取県告示第六百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 田 秀 實	鳥医第三、二四五号	昭和六十年五月九日

鳥取県告示第六百六十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九―三八	昭和六十年五月三十一日
高見医院	倉吉市官川町一七六一―	"
菅村内科医院	米子市東福原二四八一―	"
永見医院	米子市久米町二八四―二	"
川田内科医院	米子市上福原一八四八一―	"

鳥取県告示第六百六十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 昭和六十年七月十六日
 実施時間 午前十時から午後三時まで
 実施区域 米子市
 実施場所 米子市勤労青少年ホーム
 昭和六十年七月十七日 米子市住吉公民館

昭和六十年七月十八日	"	"	米子市義方公民館
昭和六十年七月十九日	"	"	米子市就将公民館
昭和六十年七月二十三日	"	"	鳥取県立米子図書館
昭和六十年七月二十四日	"	"	米子市啓成公民館
昭和六十年七月三十日	午前十時三十分から正午まで	"	鳥取大学医学部附属病院
"	午後一時三十分から午後二時三十分まで	"	国立米子病院
"	午後三時から午後四時まで	"	労働福祉事業団山陰労災病院
昭和六十年七月三十一日	午前十時から午後二時まで	"	鳥取県立米子図書館

鳥取県告示第六百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

日向市 株式会社科学飼料 研究所日向工場	くみあい配合飼料 黄金ペレット	60.3	17.0	3.9	2.2	4.4	0.72	0.56										
	くみあい標準配合飼料 スーパーピクミルクミニ ペレ	60.4	20.9	4.7	0.5	5.7	1.01	0.72										

注 1 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第六百六十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号及び指定解除年月日 四十七ノ五 昭和六十年六月十一日	指定採取源の種別 普通母樹林	樹種 ひのき	所在場所 八頭郡智頭町大字三吉七九四一	本数 (本) 八〇〇	面積 (ヘクタール) 二・三〇	所有者の住所及び氏名 八頭郡智頭町大字横田谷口一則
--------------------------------------	-------------------	-----------	------------------------	------------------	-----------------------	------------------------------

鳥取県告示第六百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年四月二十六日 鳥取県指令受米土維八第二百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町四丁目二三〇一四

清間 實

鳥取県告示第六百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年九月十九日 鳥取県指令受都計第二百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市玉津字代田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽西二丁目一〇一六

不動金属工業株式会社

取締役社長 門田光男

鳥取県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

国府町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業二・二・五十六号 あおば公園

三 事業施行期間

昭和六十年六月十一日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 岩美郡国府町新町二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百六十七号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課、鳥取県土木部港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

その一

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の西側地先公有水面

その二

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域の東側地先公有水面

(一) 区域

その一

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑫の地点と①の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・三九メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先の鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分三・〇九秒東経一三四度一分一一・七二秒)から一二四度四三分二七秒 三七八・一三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五七度一分一六秒 一八一・六九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六七度一分七・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五七度一分一六秒 三四・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から七四度三六分 一七・六四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一六四度三六分 八・五〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から七四度三六分〇〇秒 一四五・二八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三四四度三六分 二・五〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から七四度三六分 一〇・〇八メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から三四四度三六分 六・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から七四度三六分 一・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一六四度三六分〇〇秒 二八七・九四メートルの地点

その二

次の⑬の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線並びに⑮の地点と⑬の地点とを結ぶ昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス〇・三九メートルにより決定)により囲まれた区域

- ⑬の地点 鳥ヶ島灯台から一〇六度四四分〇八秒 七四〇・一九メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から三四五度二八分一三秒 一八七・〇〇メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から二五五度二八分 〇・五一メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から三四五度二八分 三・〇〇メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から七五度二七分四八秒 一五〇・〇〇メートルの地点
 - ⑱の地点 ⑰の地点から一五八度二四分一四秒 二二六・〇二メートルの地点
- (三) 面積
- その一 四七、五〇七・七四平方メートル
- その二 三二、七五二・五九平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八四地先の昭和五十五年一月十一日付鳥取県指令受河第二百八十二号及び受港第六十七号の免許に係る埋立区域並びにこの地先公有水面

(二) 区域

次の㉞の地点から㉟の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉟の地点と㉞の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 鳥ヶ島灯台から一四〇度三四分 三二三・三一メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から三五七度一分 三二四・六八メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から七四度三六分 三一二・一六メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から一六五度一九分 一七三・六七メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から七五度二八分 二五八・〇六メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から一五八度二四分 二八・〇四メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から六八度二四分 四・四七メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から一五八度二四分 二四二・七一メートルの地点

地点

㊷の地点 ㊶の地点から二七四度〇四分 二三四・六六メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から一七七度一分 二七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一九一、六六九・五七平方メートル

四 埋立地の用途

その一 ふ頭用地及び道路用地

その二 危険物取扱施設用地

五 出願年月日

昭和六十年五月二十九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和六十年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十年六月十二日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 青年層に対する啓発について

公 告

次の証票は、紛失の報告があつたので、昭和60年5月16日以降無効とする。

昭和60年6月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 徴税吏員証

- (1) 番号 第656号
- (2) 交付年月日 昭和56年4月10日
- (3) 所属 鳥取県中部県税事務所
- (4) 氏名 山本茂樹

2 納税貯蓄組合検査吏員証

- (1) 番号 第495号
- (2) 交付年月日 昭和59年4月10日
- (3) 所属 鳥取県中部県税事務所
- (4) 氏名 山本茂樹

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和60年6月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和60年8月26日（月）	9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者で、丙種の狩猟免許を受けているもの（甲種又は乙種の狩猟免許を併せて受けている者を含む。）
昭和60年8月27日（火）	”	”	岩美郡又は気高郡に住所を有する者で、甲種又は乙種の狩猟免許を受けているもの（丙種の狩猟免許を併せて受けている者を除く。）
昭和60年8月28日（水）	”	”	鳥取市（面影）、津ノ井、米里、倉田、神戸、大和、美穂、大正、東郷、豊実、明治、松保又は吉岡地区に限る。）に住所を有する者で、甲種又は乙種の狩猟免許を受けているもの（丙種の狩猟免許を併せて受けている者を除く。）

昭和60年8月29日(木)	"	"	鳥取市(旧鳥取市、大郷、末恒、湖山、千代見又は賀露地区に限る。)に住所を有する者で、甲種又は乙種の狩猟免許を受けているもの(丙種の狩猟免許を併せて受けている者を除く。)
---------------	---	---	--------------------------------------------------------------------------------------

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和60年7月9日(火)	9時から	八頭郡那家町大字宮谷80郡家町中央公民館	八頭郡船岡町、八束町、若桜町又は用瀬町に住所を有する者
昭和60年7月10日(水)	"	"	八頭郡那家町又は河原町に住所を有する者
昭和60年7月11日(木)	"	"	八頭郡佐治村又は智頭町に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

昭和60年7月26日(金)	9時から	倉吉市東遊城町2中部総合事務所大会議室	倉吉市(高城、北谷、上小鴨又は上井地区に限る。)に住所を有する者
昭和60年7月29日(月)	"	"	倉吉市(小鴨、西郷、上北条又は灘手地区に限る。)に住所を有する者

昭和60年7月30日(火)	"	"	倉吉市(旧倉吉市又は社地区に限る。)に住所を有する者
昭和60年7月31日(水)	"	"	東伯郡三朝町に住所を有する者

昭和60年8月1日(木)	"	"	東伯郡羽合町、泊村又は関金町に住所を有する者
--------------	---	---	------------------------

昭和60年8月2日(金)	"	"	東伯郡東郷町又は北条町に住所を有する者
--------------	---	---	---------------------

昭和60年8月5日(月)	"	"	東伯郡東伯町に住所を有する者
--------------	---	---	----------------

昭和60年8月6日(火)	"	"	東伯郡大栄町又は赤崎町に住所を有する者
--------------	---	---	---------------------

(4) 米子地方農林振興局管内

昭和60年7月15日(月)から同月20日(土)までの毎日及び同月29日(月)	9時から	米子市樺町一丁目160番地西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者
----------------------------------------	------	------------------------	----------------------

(5) 日野地方農林振興局管内

昭和60年7月22日(月)	9時から	日野郡日野町根雨140—1 日野総合事務所 大会議室	日野郡溝口町に住所を有する者
昭和60年7月23日(火)	"	"	日野郡江府町に住所を有する者
昭和60年7月24日(水)	"	"	日野郡日野町に住所を有する者
昭和60年7月25日(木)	"	"	日野郡日南町(阿尾縁、大宮、山上又は多里地区に限る。)に住所を有する者
昭和60年7月26日(金)	"	"	日野郡日南町(日野上、福栄又は石見地区に限る。)に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 受検申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 昭和60年8月16日(金)まで
 鳥取県八頭地方農林振興局管内 昭和60年6月29日(土)まで
 鳥取県倉吉地方農林振興局管内 昭和60年7月16日(火)まで
 鳥取県米子地方農林振興局管内 昭和60年7月5日(金)まで
 鳥取県日野地方農林振興局管内 昭和60年7月12日(金)まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,500円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しない

こと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。